管する大臣を経由して、次の各号に定める事項を十月三十一日（土曜日に当たるときは十月三十日とする。）までに光ディスクにより報告しなければならない。

一　前年度の各月の末日における第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を、当該第四号厚生年金被保険者の男女別及び所定労働時間別（当該第四号厚生年金被保険者に係る特定四分の三未満短時間労働者（私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいう。）であるかないかの区別をいう。以下同じ。）並びに当該第四号厚生年金被保険者が使用される学校法人等（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）の規模別（当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者（平成二十八年改正政令附則第三条第八項に規定する特定労働者をいう。）の総数の区分をいう。以下同じ。）に区分したもの

イ　当該第四号厚生年金被保険者の数

ロ　当該第四号厚生年金被保険者の標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）

ハ　当該第四号厚生年金被保険者の標準賞与額（厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）

二　前年度の末日における第四号厚生年金被保険者に関する次に掲げる事項を、当該第四号厚生年金被保険者の男女別、年齢別及び所定労働時間別並びに当該第四号厚生年金被保険者が使用される学校法人等の規模別に区分したもの

イ　当該第四号厚生年金被保険者の数

ロ　当該第四号厚生年金被保険者の標準報酬月額を平均した額

ハ　当該第四号厚生年金被保険者の前年度における各月の標準賞与額を合計した額を平均した額

三　前年度の末日における第四号厚生年金被保険者の数を、当該第四号厚生年金被保険者の男女別、標準報酬月額の額別及び所定労働時間別並びに当該第四号厚生年金被保険者が使用される学校法人等の規模別に区分したもの

四　前年度の末日における第四号厚生年金被保険者の数を、当該第四号厚生年金被保険者の男女別、前年度における各月の標準賞与額を合計した額の額別及び所定労働時間別並びに当該第四号厚生年金被保険者が使用される学校法人等の規模別に区分したもの

2　厚生年金保険法施行規則第八十八条の十第三項から第六項までの規定は、前項の規定による報告について準用する。

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○経済産業省令第七十三号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十条の規定に基づき、小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年九月二十二日

経済産業大臣　西村　康稔

小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（競走開催の範囲）	（競走開催の範囲）
第十四条　法第十条第一項に規定する競走開催の範囲は、次に掲げるところによる。	**第十四条**　法第十条第一項に規定する競走開催の範囲は、次に掲げるところによる。
一　一競走場当たりの年間開催回数（毎年四月一日から翌年三月三十一日までに開催される回数をいう。以下同じ。）は、競走場ごとに十八回以内とする。	一　一競走場当たりの年間開催回数（毎年四月一日から翌年三月三十一日までに開催される回数をいう。以下同じ。）は、競走場ごとに十四回以内とする。